

## 学校コードの取り扱いに関する意見募集の実施について

令和2年4月28日  
総合教育政策局調査企画課

文部科学省では、従来より学校基本調査等の実施にあたり学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）を識別するため学校調査番号を用いてきたところですが、これについて都道府県ごとに独立して番号が振られていることや、番号の不足のために廃校となった学校の番号を新設校に流用するなどの状況があることから、全国的あるいは経年で見ると、同じ学校調査番号が割り振られた学校が複数存在する状況が見られました。

このことを踏まえ、新たに全国の学校に一意的「学校コード」を付与するとともに、学校に一旦付与された学校コードは変更せず、他の学校には流用しないことを基本とすることにより、上記課題の解決を図ることとしました。

さらに「学校コード」については、広く社会に公開（全ての学校の学校コード及びその属性情報を文部科学省のホームページで公表予定）することとすることにより、学校基本調査のみならず各種の調査研究などにおいて活用されることを想定しています。これにより、政府の第3期教育振興基本計画に定める、客観的な根拠を重視した教育政策の推進に資することが期待されるところです。

つきましては、本件に関し御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

別添「資料1 学校コードの取扱いについて」及び「資料2 学校コードに関する補足資料」参照

### 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 令和2年5月20日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省総合教育政策局調査企画課調査調整係 宛

FAX番号：03-6734-3714

電子メールアドレス：chousa@mext.go.jp

(判別のため、件名は【学校コードの取り扱いへの意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

### 【3. 意見提出様式】

「学校コードの取扱いへの意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号

・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

**【4. 備考】**

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(総合教育政策局調査企画課)

## 学校コードの取り扱いについて

### 1. 学校コードの基本

- 全国の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対し、当該学校に固有の「学校コード」を文部科学省において付与する。
- 学校コードは、別添 1 の通り、当該学校の種別（「学校種」）、所在する都道府県の別（「都道府県番号」）、設置者の別（「設置区分」）、及びこれら三つの要素により区分された中において重複なく付与される「学校番号」の四つの要素により構成する。
- 学校コードは、学校の新設等により一旦付与された後は変更されることはなく、廃止した場合には当該学校コードは他の学校に流用しないことを基本とする。

### 2. 学校コードの運用上の取り扱い

- 学校コードは、一旦付与された後は変更されることはないことが基本であるが、例外として、
  - ① 学校番号以外の学校コードを構成する要素（学校種、都道府県番号、設置区分）に変更が生じた場合、
  - ② その他、学校コードを運用する上で①に準ずる真にやむを得ない事由が生じた場合、に、文部科学省において必要性を判断の上で変更するものとする。
- 学校コードは、桁数変動する可能性をできる限り避ける観点から、学校番号の一桁目に 0 は用いないこととする。
- 新たに学校コードを付与する際には、希望する都道府県は、あらかじめ文部科学省と協議して定めた付番方針に基づき、その裁量において学校コード

を付番することができるものとする。その際、都道府県は、国立学校並びに大学、短期大学及び高等専門学校を除く全ての公立及び私立の学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校）について付番することとする。

また、この場合において、文部科学省は、都道府県の付番を踏まえて学校コードを付与することとするが、学校コードの運用上必要がある場合には、都道府県の付番とは異なる学校コードを付与する場合がある。

- 市町村の区分については、学校コードの構成要素には含めておらず、上記の都道府県による付番を行う場合において、学校番号の中で都道府県の必要に応じて行うことができる。

但し、学校コードは一旦付与された後は変更されることはないことを基本としており、市町村合併があった場合に既に付与した学校コードの変更が行われるものではない。

### 3. 学校コードの属性情報

- 学校コードに付帯する属性情報を別添2の通り設けることとする。当該情報の構成要素は、学校コードの履歴管理において必要な項目などに精選する。

### 4. 学校コード等の公開

- 学校コードは行政記録情報として整理し、属性情報とともに公開して広く利用に供する。
- 各都道府県が付番方針を定めた場合は、当該付番方針は広く公開する。

(別添1)

## 学校コードの構成 (計 12桁)

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)
A1:幼稚園	01 北海道		
	02 青森県		
	03 岩手県		
	04 宮城県		
	05 秋田県		
	06 山形県		
	07 福島県		
	08 茨城県		
A2:幼保連携型 認定こども園	09 栃木県		
	10 群馬県		
	11 埼玉県		
	12 千葉県		
B1:小学校	13 東京都		
	14 神奈川県		
	15 新潟県		
C1:中学校	16 富山県		
	17 石川県		
	18 福井県		
C2:義務教育学校	19 山梨県		
	20 長野県		
D1:高等学校	21 岐阜県	1 : 国立	1000000
	22 静岡県		
	23 愛知県	2 : 公立	~
D2:中等教育学校	24 三重県		
	25 滋賀県		
E1:特別支援学校	26 京都府	3 : 私立	9999999
	27 大阪府		
	28 兵庫県		
F1:大学	29 奈良県		
	30 和歌山県		
	31 鳥取県		
	32 島根県		
F2:短期大学	33 岡山県		
	34 広島県		
	35 山口県		
G1:高等専門学校	36 徳島県		
	37 香川県		
H1:専修学校	38 愛媛県		
	39 高知県		
	40 福岡県		
H2:各種学校	41 佐賀県		
	42 長崎県		
	43 熊本県		
	44 大分県		
	45 宮崎県		
	46 鹿児島県		
	47 沖縄県		

(別添2)

## 学校コード及び属性情報

No.	項目	内容イメージ	備考
0	学校コード	B1-48-2-1000001	要素間の - は便宜上のもの。
1	本分校	1: 本校 2: 分校 9: 廃校	
2	学校名	〇〇小学校	設置者名は入れないことを原則とする。
3	学校所在地	〇〇市〇〇〇-〇-〇	都道府県名は入れないことを原則とする。
4	郵便番号	xxx-xxxx	
5	属性情報付与年月日	xxxx/xx/xx	
6	属性情報廃止年月日	xxxx/xx/xx	廃番時にデータ付与
7	旧学校調査番号	48-35xx	
8	移行後の学校コード	B1-48-2-1000003	現行の学校コードを廃止した上で別のコードに移行する場合に本データを付与

※これらのデータについて、全学校（約 57,000 校）を対象に文部科学省のHPにおいて公表する。

# 1. 学校コードについて

## 学校コードの構成 (計 12桁)

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)
A1:幼稚園	01 北海道	1 : 国立	1000000
A2:幼保連携型 認定こども園	02 青森県		
B1:小学校	03 岩手県		
C1:中学校	04 宮城県	2 : 公立	~
C2:義務教育学校	05 秋田県		
D1:高等学校	06 山形県		
D2:中等教育学校	07 福島県	3 : 私立	9999999
E1:特別支援学校	08 茨城県		
F1:大学	09 栃木県		
F2:短期大学	10 群馬県		
G1:高等専門学校	11 埼玉県		
H1:専修学校	12 千葉県		
H2:各種学校	13 東京都		
	14 神奈川県		
	15 新潟県		
	16 富山県		
	17 石川県		
	18 福井県		
	19 山梨県		
	20 長野県		
	21 岐阜県		
	22 静岡県		
	23 愛知県		
	24 三重県		
	25 滋賀県		
	26 京都府		
	27 大阪府		
	28 兵庫県		
	29 奈良県		
	30 和歌山県		
	31 鳥取県		
	32 島根県		
	33 岡山県		
	34 広島県		
	35 山口県		
	36 徳島県		
	37 香川県		
	38 愛媛県		
	39 高知県		
	40 福岡県		
	41 佐賀県		
	42 長崎県		
	43 熊本県		
	44 大分県		
	45 宮崎県		
	46 鹿児島県		
	47 沖縄県		

## 2. 学校コードの付番主体について

学校コードの付番は、各都道府県において、以下に掲げる二つの方法のいずれかを選択することとします。

①文部科学省による付番	②都道府県による付番 (※注)
<ul style="list-style-type: none"><li>文部科学省において、市区町村等を考慮することなく、学校番号について1000000から1ずつ加算した、一意の学校コードを無作為に付番する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県において、文部科学省と協議の上で、付番方針を策定する。</li><li>学校番号について1ずつ加算した番号を付番することを基本としつつ、市町村合併があっても再付番は行わないことや、将来的に番号が枯渇しないよう見据えた上で、学校番号を市町村別に付番することなどについて策定することが想定される。</li><li>付番方針に基づき各都道府県が付番する。</li></ul>

(※注) 従前から文部科学省が付番を行っている、国立学校や大学、短大、高等専門学校は対象外(引き続き、文部科学省において付番)。

文部科学省は、都道府県の付番を踏まえて学校コードを付与するが、運用上必要がある場合には、都道府県の付番とは異なる学校コードを付与する場合がある。



### 3. 学校コードの例外的な場合について

学校コードは、一旦付与された後は変更しないことを原則としますが、例外的に変更を伴う場合もありうるため、代表的な事例の取り扱いを以下に挙げています。

#### (1) 校名の変更のみ（他の要素は変更無し）



① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



② A県B市立D小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)

変更無し

#### (2) 学区の変更のみ（他の要素は変更無し）



① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)

※学区：B市〇〇地区a～c丁目



② A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)

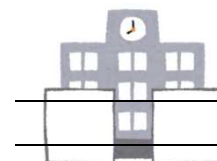
※学区：B市〇〇地区a～e丁目

変更無し

#### (3) 学校が廃校になる（引継ぎ無し）



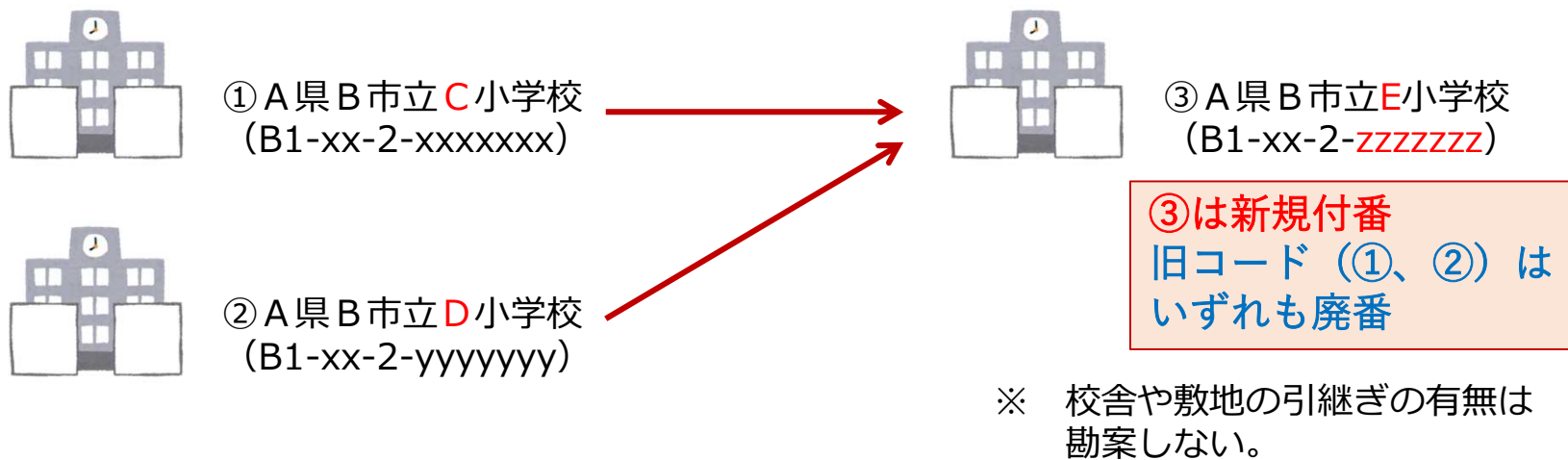
① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



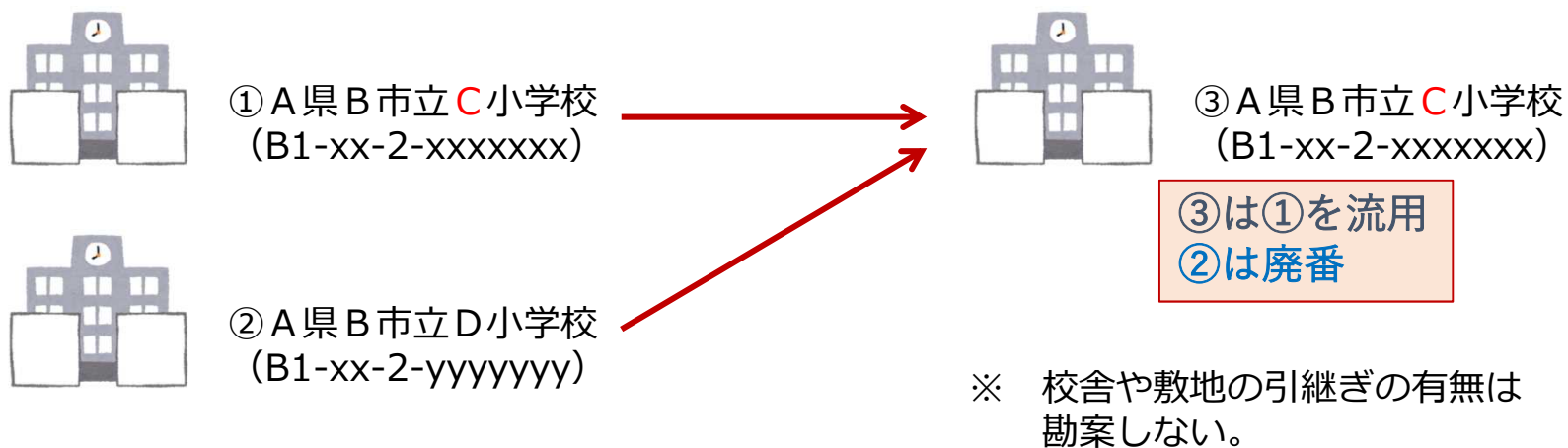
~~① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)~~

①は廃番

#### (4) 校名を引き継がない合併（統合時における学校新設）



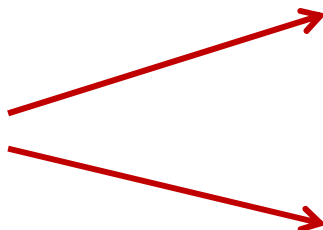
#### (5) 校名を引き継ぐ合併



### (6) 学校が新設分離 (うち一校は存続)



① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



② A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



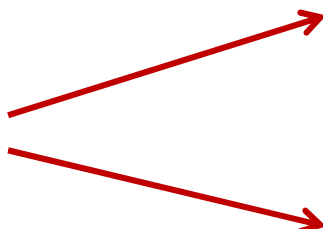
③ A県B市立D小学校  
(B1-xx-2-YYYYYYY)

②は①を流用  
③は新規付番

### (7) 学校が新設分離 (いずれも新設)



① A県B市立C小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



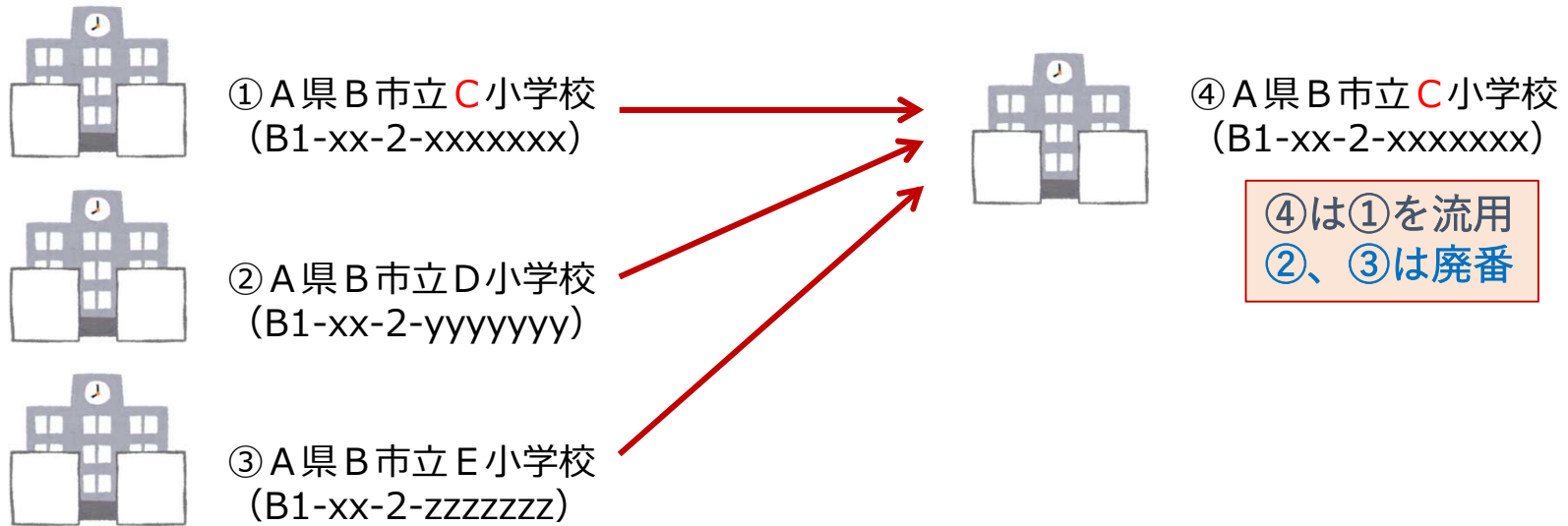
② A県B市立D小学校  
(B1-xx-2-YYYYYYY)



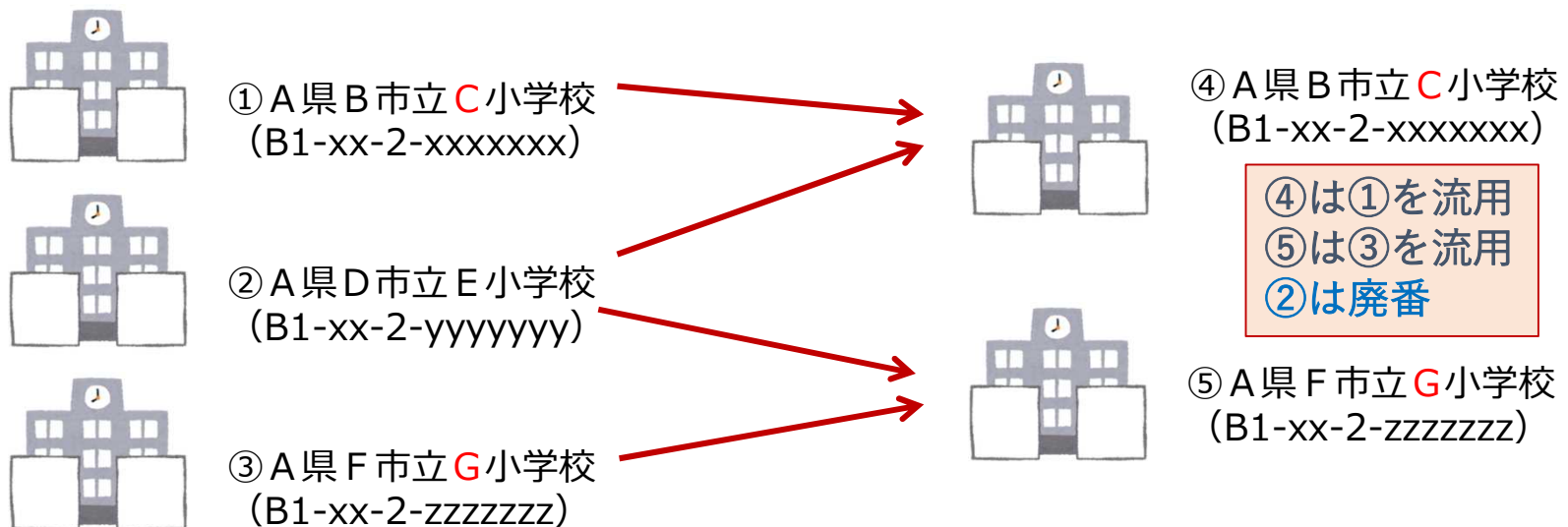
③ A県B市立E小学校  
(B1-xx-2-ZZZZZZZ)

②、③は新規付番  
①は廃番

**(8) ②、③が①を母体として合併**



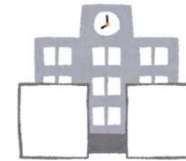
**(9) ②が①、③それぞれに合併 (市町村の再編等に伴い)**



### (10) 公立学校が私立学校に改組



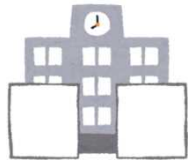
① A 県立 B 高校  
(D1-xx-2-xxxxxxx)



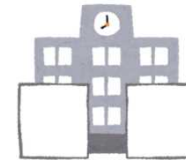
② 私立 C 高校  
(D1-xx-3-yyyyyyy)

②を新規付番  
①は廃番

### (11) 私立学校が公立学校に改組



① 私立 C 高校  
(D1-xx-3-xxxxxxx)



② A 県立 C 高校  
(D1-xx-2-yyyyyyy)

②を新規付番  
①は廃番

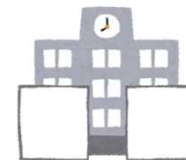
### (12) 小学校、中学校が合併し義務教育へ改組



① A 県 B 市立 C 小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



② A 県 B 市立 D 中学校  
(C1-xx-2-yyyyyyy)



③ A 県 B 市立 E 義務教育学校  
(B2-xx-2-zzzzzzz)

③を新規付番  
①、②は廃番

### (13) 短期大学が大学に改組



①私立A短期大学  
(E2-xx-3-xxxxxxx)



②私立A大学  
(E1-xx-3-yyyyyyy)

②を新規付番  
①は廃番

### (14) 新たな学校区分が新設され、当該学校区分に改組



①私立A大学  
(E1-xx-3-xxxxxxx)



②私立A大学校(仮)  
(Ex-xx-3-yyyyyyy)

②を新規付番  
①は廃番

### (15) 市町村合併により設置者が変更



①A県B町立D小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)



②A県C市立D小学校  
(B1-xx-2-xxxxxxx)

変更無し

## (16) 同一県内の移動



①私立D大学（A県B市所在）  
（E1-xx-3-xxxxxxx）



②私立D大学（A県C市所在）  
（E1-xx-3-xxxxxxx）

変更無し

## (17) 県の移動あり



①私立D大学（A県所在）  
（E1-xx-3-xxxxxxx）



②私立D大学（B県所在）  
（E1-yy-3-yyyyyyy）

②を新規付番  
①は廃番

## 4. 学校コード等の公開について

①学校コード、②学校コードに付帯する情報（属性情報）、③学校コードの更新履歴を行政記録情報として整理した上で、文部科学省のホームページで公開する予定です。

学校コード及び属性情報のイメージ

No.	項目	内容イメージ	備考
0	学校コード	B1-48-2-1000000	要素間の - は便宜上のもの。
1	本分校等の別	1：本校、2：分校、9：廃校	
2	学校名	〇〇小学校	設置者名は入れないことを原則とする。
3	学校所在地	〇〇市〇〇-〇-〇	都道府県名は入れないことを原則とする。
4	郵便番号	xxx-xxxx	
5	属性情報付与年月日	xxxx/xx/xx	
6	属性情報廃止年月日	xxxx/xx/xx	廃番時にデータ付与
7	旧学校調査番号	48-35xx	
8	移行後の学校コード	B1-48-2-1000003	現行の学校コードを廃止した上で別のコードに移行する場合に本データを付与